

社会福祉法人春風寮

令和3年度事業報告書

令和4年6月25日

令和3年度社会福祉法人春風寮事業報告書

令和3年度事業計画に基づいて、次のとおり事業を実施した。

| | | |
|-----|-----------------------|----|
| I | 社会福祉法人 春風寮 事業報告書 | 1 |
| II | 児童養護施設 春風寮 事業報告書 | 3 |
| III | 児童家庭支援センター はるかぜ 事業報告書 | 11 |
| IV | 相談支援センター あおぞら 事業報告書 | 18 |
| V | 苦情解決実施状況 | 20 |
| VI | 附属明細書 | 23 |

I 社会福祉法人 春風寮

令和3年度も新型コロナウイルス感染症の感染拡大は続き、春風寮で生活する子どもたちの生活にも影響を及ぼしている。

新しい生活様式への移行を余儀なくされる中、社会福祉法人春風寮として、具体的役割を明確に定め、多様な福祉ニーズに応じた事業を実施した。

1 評議員会の開催

評議員会を3回開催し、法人及び施設の経営に係る重要事項を審議し、決議した。

(1) 第1回（定時評議員会）：令和3年6月19日

- ・ 令和2年度社会福祉法人春風寮社会福祉事業計算書類及び財産目録の承認
- ・ 令和2年度社会福祉法人春風寮の事業報告の承認
- ・ 令和2年度社会福祉法人春風寮の社会福祉事業の事業報告並びに計算書類の監事監査の結果報告
- ・ 社会福祉法人春風寮社会福祉充実計画の承認
- ・ 社会福祉法人春風寮理事及び監事の選任について

(2) 第2回：令和3年10月16日

- ・ 令和3年度社会福祉法人春風寮社会福祉事業第1次補正予算の承認

(3) 第3回：令和4年3月26日（みなし評議員会）

- ・ 令和3年度社会福祉法人春風寮社会福祉事業第2次補正予算の承認
- ・ 令和4年度社会福祉法人春風寮社会福祉事業の事業計画並びに当初予算の承認
- ・ 社会福祉法人春風寮定款の一部改正

2 理事会の開催

理事会を4回開催し、法人の事業執行に係る重要事項を審議した。

(1) 第1回：令和3年6月2日

- ・ 令和2年度社会福祉法人春風寮社会福祉事業の事業報告の承認
- ・ 令和2年度社会福祉法人春風寮社会福祉事業の計算書類の承認
- ・ 令和2年度社会福祉法人春風寮社会福祉事業の監事監査報告
- ・ 社会福祉法人春風寮社会福祉充実残額の承認
- ・ 社会福祉法人春風寮諸規程の一部改正
- ・ 社会福祉法人春風寮役員（理事及び監事）の選任
- ・ 社会福祉法人春風寮定時評議員会の開催

(2) 第2回：令和3年6月19日

- ・ 理事の選任に伴う理事長1名の選定
- ・ 理事の選任に伴う常務理事1名の選定

(3) 第3回：令和3年9月22日

- ・ 令和3年度社会福祉法人春風寮社会福祉事業第1次補正予算の承認
- ・ 社会福祉法人春風寮評議員会の開催

(4) 第4回：令和4年3月9日

- ・ 令和3年度社会福祉法人春風寮社会福祉事業の第2次補正予算の承認
- ・ 令和4年度社会福祉法人春風寮社会福祉事業の事業計画並びに当初予算
- ・ 社会福祉法人春風寮諸規程の制定並びに一部改正・
- ・ 社会福祉法人春風寮施設長定年延長
- ・ 社会福祉法人春風寮評議員会開催

3 苦情解決第三者委員会の開催

苦情解決第三者委員会を2回開催し、児童養護施設、児童家庭支援センター及び相談支援センターの苦情受付にかかる対応状況を審議した。

なお、苦情等受付状況の詳細は、本事業報告「V 苦情解決実施状況」に記載した。

(1) 第1回：令和3年5月12日

- ・ 令和2年度における相談窓口の受付及び対応状況(報告)

(2) 第2回：令和3年11月15日

- ・ 令和3年度上半期における相談窓口の受付及び対応状況(報告)

4 職員の確保

社会的養護が必要な児童の養育を充実するため及び地域での家庭における子育てを支援する職員の確保を行った。

採用した常勤職員は5人であった。

5 地域における公益的な取り組み

- ・ 実習生の受け入れによる福祉人材の育成
- ・ 児童養護施設退所者に向けた継続的な相談支援
- ・ 要保護児童等対策協議会への参画による児童虐待防止活動
- ・ はるかぜプレイルームの開放による地域の子育て家庭の相談支援
- ・ 焼津市社会福祉協議会の防災資材倉庫の設置場所の提供

6 指導監査の受審

(1) 静岡県による児童養護施設指導監査

- ・ 実施日：令和3年11月9日
- ・ 改善指導事項：「なし」
- ・ 助言指導事項：「なし」

7 監事監査の実施

(1) 決算監査：令和3年5月26日

(2) 中間監査：令和3年11月10日

2 施設運営の質の向上

令和2年度、新型コロナウイルスの影響により受審することができなかった福祉サービス第三者評価を令和3年度に受審した。その結果を踏まえ、今後の施設の運営管理、業務や支援内容の振り返りを今後行っていく予定である。

次回の受審は令和6年度となる。

3 養育の質の向上

『人権擁護のチェックリスト』を用いて、自らの養育について振り返る機会を設けることで、子どもに対して丁寧な養育を行うように努めた。全体として、職員各々が業務において丁寧な対応を意識していることが窺えた。

4 職員のスキルの向上

近年、被虐待児や発達に課題がある子ども等、指導が困難なケースが増加しており、職員の専門性やスキルの向上は喫緊の課題である。

昨年度は、新型コロナウイルスの影響で、外部研修を受けることが難しい状況であったが、講師を招いた施設内研修やWEB研修等、受講可能な研修に参加した。

研修実績

| | 県内研修 | 県外研修 |
|------|---|--|
| 養育支援 | 県養協新任職員研修会 県養協指導員保育士部会研修会 県養協児童権利擁護推進研修会 少年非行研修会 暴力防止研修会 虐待防止講演会 | SBIブロック別児童養護施設リーダー研修 関東ブロック児童養護施設職員研修会 関東ブロック児童養護施設運営管理者研修 全社協児童養護施設中堅職員研修会 全社協 FSW 研修会 (WEB研修) |
| 給食 | 地域保健福祉研修会 | |
| 総務 | 社会保険労務士専門相談 経理応用講座 予算管理講座 会計実務専門講座 決算実務講座 | 関東ブロック児童養護施設運営管理者研修 (WEB研修) |
| 管理運営 | 甲種防火管理者講習会 | 全国児童養護施設長研究協議会 関東ブロック児童養護施設研究協議会 (WEB研修) |

| | 育成支援研修 | 全体研修 |
|-------|---|------|
| 施設内研修 | 巡回スーパービジョン 医療巡回相談 内部研修「認知作業『コグトレ』」 内部研修「児童養護施設におけるリスクマネジメント」 内部研修「感情コントロールの育ち」 内部研修「社会的養護自立支援事業（継続支援計画作成）について」 | |

5 子どもの権利擁護

職員は、子どもの権利擁護に対する意識を高め、子どもたちの最善の利益が保障されるように努めた。

(1) 職員研修

静岡県児童養護施設協議会主催の児童権利擁護推進研修を5人受講した。

(2) 意見箱苦情等

意見箱を6か所（子ども玄関、大人玄関、食堂、男子棟居間、女子棟居間及びさくらの家）に設置し、子どもが意見要望を出しやすい環境を整えた。

子どもや保護者等の意見要望は、真摯に受け止め、誠意をもって対応した。

申出件数は、苦情5件、要望10件及び意見0件であった。

(3) こども会議

男子、女子のグループで、毎月1回開催している。子どもからの意見要望の機会であり、職員から伝達する機会になっている。また、他児の良い行いを紹介する機会にもなっている。意見要望については、子ども間や職員間で検討し、子どもたちの生活を保障する取り組みをした。

6 子どもの自立支援計画

春風寮に入所している子どもは、様々な課題を抱えている。入所後3か月以内に各々の自立支援計画個票を作成し、子ども一人ひとりの状況に応じた支援の到達点や道筋を示すために年2回自立支援計画を見直し、家庭復帰や社会的自立に繋げた。

支援方針が大きく変更する場合や目標達成に課題のある子どもについては、静岡英和学院大学玉井紀子准教授よりスーパービジョンを受けた。

家庭復帰する児童については施設生活の様子や、その後の生活で心配されること等を見守り相談所等に伝え、支援が途切れないようにした。

7 防災関係

寮では地震による火災発生を想定した防災訓練と火災発生による防災訓練に分け、毎月防災訓練を実施した。8月、12月、3月には地域の防災訓練があり、これにも参加した。11月の施設総合防災訓練では、消防器機の使い方や消火器の使い方等、通常の訓練以外に職員向けの訓練を法人全体で行った。

| 月 | 実施内容 | 月 | 実施内容 |
|---|--------------------|----|-----------------|
| 4 | 地震・火災訓練 | 10 | 地震・火災訓練 |
| 5 | 火災訓練 消防設備点検 | 11 | 施設総合防災訓練 消防設備点検 |
| 6 | 地震・火災訓練 | 12 | 地震・火災訓練 地域防災訓練 |
| 7 | 火災訓練 | 1 | 火災訓練 |
| 8 | 地震・火災訓練 地域防災訓練(夜間) | 2 | 地震・火災訓練 |
| 9 | 火災訓練 | 3 | 地震・火災訓練 地域防災訓練 |

8 実習生の受入

今後の保育士の育成を目的とし、県内の大学、短期大学、専門学校の福祉専門職養成校に在籍する学生の施設実習を受け入れた。

また、児童養護施設の体験を希望する学生や施設の見学を希望する学生についても、同様の目的で受け入れるとともに、臨床心理実践実習（静岡大学大学院）及び社会福祉士相談援助実習（静岡英和学院大学、静岡福祉大学）学生の施設実習を受け入れた。

| 学校名 | 人数 | 実施時期 |
|---|----|-------------------|
| 静岡大学・常葉大学・静岡福祉大学・静岡産業大学・静岡英和学院大学・浜松学院大学・常葉大学浜松キャンパス・常葉大学短期大学部・静岡県立大学短期大学部・浜松学院大学短期大学部・静岡産業技術専門学校 静岡福祉医療専門学校・浜松未来総合専門学校 | 67 | 令和3年4月 ～令和4年3月 |

9 ボランティアの受入

新型コロナウイルス感染症の影響により長年続いてきた多くのボランティアの方から協力をいただくことができなかったが、英語に親しむ動画をいただくとともに子どもたちとの接触のない生け花を活けていただくことはできた。

10 各種連絡会

子どもたちの支援をする上で関係機関との連携は重要である。入所児童の措置機関である児童相談所は勿論であるが、子どもたちが通う学校等とも連絡を取り合い連携した。関係する児童相談所とは年2回連絡会を実施し、小学校、中学校とは、年1回の連絡会を実施した。

必要があれば、施設職員と児童相談所職員、施設職員とクラス担任等は、その都度連絡を取り合い、児童の支援について連携を図った。

1.1 地域の子育て支援

児童養護施設の専門機能を活用し、一時保護やショートステイを行うことで、関係機関と連携した地域の子育て支援に協力している。昨年度、ショートステイの利用はなかったが、一時保護については、15人の児童を延べ272日間、受け入れた。

1.2 性(生)教育

性教育を行う中で、子どもたちに、『あなたたちは大切な存在である』ことを伝えることで、子どもたちが自分自身を大切にし、自分で自分の心身を守ることが出来るようになることを目指した。また、自分を大切な存在として捉えることができるようになると、他人に対しても大切な存在として接することができるようになるため、その点も目指して実施した。

- (1)『だいじょうぶ』のおたより～あんしん あんぜんにせいかつするために～は、原則として隔月発行で、その季節に流行しやすい病気の予防法、自分自身で健康的に生活するための注意点などを扱った。

| 月 | 内容 | 月 | 内容 |
|-------|----------------------|---------|-----------|
| 4・5月号 | コロナにまけない身体をつくらう | 10・11月号 | かぜに気をつけよう |
| 6・7月号 | 自分の身体を守ろう 新しい生活様式 | 12・1月号 | プライベートエリア |
| 8・9月号 | 熱中症、夏バテ予防 | 2・3月号 | 誕生日おめでとう |

- (2)性教育、学習会の実施は、新入所児童(小学生)、幼児、小学校高学年児童を対象にして以下のような内容で実施した。

ア 新入所児童には、いいタッチ・わるいタッチ、プライベートゾーン、プライベートエリア、施設内のプライベートエリアについて説明した。

イ 幼児には、いいタッチ・わるいタッチについて(絵本の読み聞かせ)、『だいじょうぶ』のおたよりの復習をした。

ウ 小学校高学年児童には、二次性徴についての説明をした。

- (3)子ども一人ひとりの誕生日に、全職員からのメッセージカード(誕生日カード)を渡している。

1.3 医療的ケア

入所児童に医療的ケアを必要とする児童の割合が増加した。

令和3年度に医療機関を受診した人数は年間延べ343人(医科239人・歯科104人)となっている。その内、定期通院している児童は13人であり、内訳は、精神科10人、内科1人、皮膚科1人、歯科1人である。

1.4 給食

栄養士が作成した献立に基づき、栄養バランスのとれた給食を提供している。また、年2回（8月、1月）全児童を対象に嗜好調査を実施し、その結果を参考にメニューの考案や献立に反映している。

他にも、正しい食生活を身につけるように、自立に向けた食事指導や調理実習等も行った。

子どもたちの誕生日をより特別なものにするために、希望メニューを聞いて誕生日当日にお祝いした。

1.5 家庭支援

- (1) 子どもの家庭復帰のために、保護者・児童（6ケース11人）に対する相談援助を行った
- (2) 安定した親子交流継続のために保護者・児童（22ケース30人）に対する相談援助を行った。
- (3) 保護者と疎遠にならないよう定期的に、近況について確認、報告を行った。
- (4) 児童相談所等関係機関との連絡・調整としては、現状認識にずれが生じないよう定期的に情報共有と方向性を確認し、必要時にはケースカンファレンスを設定し、保護者も交えた面談を実施した。

1.6 心理療法

入所児童に対して、現在抱えている各種の問題・課題に向き合い、取り組んでいけるように心理的援助を実施した。児童への直接的な支援とともに、指導職員に対して、コンサルテーションやケース会議での助言等も行った。

- (1) 日常生活や個別の場面で児童との面談等を行い、指導職員とは違う立場で児童への心理支援を行った。
- (2) 静岡英和学院大学玉井紀子准教授をスーパーバイザーとして、児童相談所、幼稚園、小中学校、寮職員等の関係者が集まり、対象児童（5ケース）のケースカンファレンスを行いこどもの支援に繋げた。
- (3) 各ケース担当者が、自立支援計画を作成する過程で、指導職員に対して心理的な見立てをする等の支援を行った。

1.7 里親支援

静岡県より里親支援機関に指定されている児童家庭支援センターはるかぜと春風寮の里親支援専門相談員が連携し業務を行っている。

その中で、里親希望者・里親の研修受入れ、実習の対応、ショートルフラン事業の候補児童の調整を行っている。

ショートルフラン事業は、寮児童1人で延べ18日間の利用をした。

1.8 職業指導

就業、生活、家族関係等、退所児童が抱える課題は多岐に渡っている。電話や訪問による状況確認や、助言等を行った。入所児童の中学3年生と高校生を対象に進路や今後の自分についてだけでなく、家族関係を含めた進路生活相談を行った。

| | 内容 | 回数 | 延べ人数 |
|---|-------------|----|------|
| 1 | 退所児童のアフターケア | 42 | 15 |
| 2 | 進路相談 | 92 | 8 |

1.9 地域小規模児童養護施設

児童福祉法や新しい社会的養育ビジョン等により示された「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、地域小規模児童養護施設を開設し、地域の中で生活を始めた。

名称 地域小規模児童養護施設さくらの家
所在地 焼津市すみれ台1丁目3番13号
概要 子ども部屋（5）
事務室（1）
台所・居間（1）
定員 6名（在籍5名）
開設日 令和2年4月1日
職員体制 常勤職員3名 非常勤職員1名

2.0 新型コロナウイルス感染症

社会に混乱を招いている新型コロナウイルス感染症については、春風寮としての対策を講じてきたところではあるが、感染等の状況は次のとおりである。

| 対象 | | 状態 | 隔離期間 | 備考 |
|----|----|-------|----------------|---------|
| 児童 | 1人 | 濃厚接触者 | R4.2.4～R4.2.10 | |
| 児童 | 2人 | なし | R4.2.4～R4.2.10 | 学級閉鎖による |
| 児童 | 1人 | 陽性 | R4.3.22～R4.4.1 | |
| 職員 | 1人 | 陽性 | R4.3.27～R4.4.5 | |
| 職員 | 1人 | 陽性 | R4.3.25～R4.4.4 | |

2 1 児童の日課等

【児童日課】

| 時 | 平日 | 休日 | コロナ | 時 | 平日 | 休日・コロナ |
|-------|---------|------|------|-------|---------|---------|
| 6:00 | 起床 | | | 15:00 | 下校 | |
| 6:30 | 朝食 | | | | 学習・おやつ | 余暇、外遊び |
| 7:00 | | 起床 | | | 余暇 | |
| 7:30 | 登校（小学生） | 朝食 | | 18:00 | 洗濯物片付 | 洗濯物片付 |
| | 登校（中学生） | | | 18:30 | 夕食 | 夕食 |
| | 登校（高校生） | | | 19:00 | 入浴・余暇 | 入浴・余暇 |
| 8:00 | | 居室片付 | 居室片付 | 20:30 | 就寝（低学年） | 就寝（低学年） |
| 9:00 | | 余暇 | | 21:00 | 就寝（小学生） | 就寝（小学生） |
| 10:00 | | | 学習 | | | |
| 12:00 | 昼食 | | | 22:00 | 就寝（中学生） | 就寝（中学生） |
| 13:00 | | | 学習 | | | |
| 14:00 | | 余暇 | | 23:00 | 就寝（高校生） | 就寝（高校生） |

※春風寮とさくらの家において、学年により差異がある。

【年間行事（児童関係）】

| 月 | 施設・地域・招待 | 月 | 施設・地域・招待 |
|---|-------------------------------|----|--------------------------------|
| 4 | 入学式 | 10 | 幼稚園運動会 フレンズ静岡英語で遊ぼう |
| 5 | 帰省・県養児童文化奨励絵画展 焼津市菓子組合菓子慰問 | 11 | 施設内秋祭り インフルエンザ予防接種 |
| 6 | 児童健康診断 小学校運動会 | 12 | クリスマス会・大掃除・帰省 フレンズ静岡英語で遊ぼう |
| 7 | すいか狩り | 1 | 児童健康診断 |
| 8 | 帰省 フレンズ静岡英語で遊ぼう | 2 | お菓子作り（バレンタイン） |
| 9 | | 3 | 卒業式・卒業を祝う会・帰省 お菓子作り（ホワイトデー） |

毎月の行事

- ・誕生月児童食事会
- ・子ども会議

Ⅲ 令和3年度 児童家庭支援センターはるかせ

1 社会福祉事業

(1) 児童家庭支援センター運営事業

ア 地域・家庭からの相談に応ずる事業

地域の児童の福祉に関する問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行った。また、地域にプレイルームを開放し、養育面で支援が必要な乳幼児、保護者のサポートを行った。

- (ア) 電話相談
- (イ) 来所相談
- (ウ) 訪問相談
- (エ) 心理相談・検査・治療
- (オ) プレイルーム開放～チュチュ～

イ 市町支援事業

近隣市町からの求めに応じ以下の事業を行った。

- (ア) 市町の求めに応じた技術的助言その他の必要な援助
- (イ) 市町の子育て支援事業や療育支援事業への職員の派遣
- (ウ) 子育て支援講座開催等による地域支援
- (エ) 一時的に保護が必要な母子に対する支援

ウ 児童相談所からの指導委託措置の受託による指導

児童相談所において、施設入所までは要しないが要保護性がある児童、施設を退所後間もない児童など、継続的な指導措置が必要であるとされた児童の指導を行った

エ 里親等への支援

里親支援機関（平成29年5月10日静岡県指定）として静岡県より里親支援事業を受託し、各種事業を行った。

(ア) 里親制度等普及促進事業

里親制度等の説明会、市町広報誌、民生委員児童委員協議会や一日里親体験事業等の実施など里親会や関係機関と連携して里親制度等の広報啓発活動を行い、新たに Web 上で開催された「ふれあい広場」に参画した。

「里親相談会」を市町の協力を得て実施し、地域住民への里親制度の理解と里親希望者の掘り起しを行った。

また、効果的な里親委託の推進及び里親支援の充実した方策を検討する中部地区里親等支援協議会を開催した。

(イ) 里親研修・トレーニング事業

新規登録希望者及び里親を対象に研修会を開催し、養育スキルの向上

を図った。また、登録前研修、更新研修の開催の調整を行った。さらに、中部及び西部地区を対象に「未委託里親等里親力向上研修会」を開催した。

(ウ) 里親訪問等支援事業

里親家庭への定期的な訪問や現況調査等を行い、里親の状況の把握及び養育上の支援や相談を行った。また里親の一時的休息等のためのレスパイト・ケアを実施した。

里親サロンは、偶数月は第2金曜日、奇数月は、第2土曜日に開催し、日頃の養育について、意見交換や相互支援の場とした。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、緊急事態宣言期間は休止した。

さらに、中部地区里親会の事務局として、里親会の行事の企画、運営、会計処理や連絡調整等を行った。

(エ) その他

児童相談所と連携し、児童の一時保護及び措置委託に当たり、里親選定会議に参加し里親とのマッチングを行った。

また、児童養護施設春風寮及び他施設入所児童と中部地区里親会員が交流するショート・ルフラン事業を実施した。

里親専門相談サポート事業は、静岡県助成事業で、措置解除後の児童への社会的自立を支援するため、生活上の助言や相談、居室の提供などを行う自立相談援助事業を行った。なお、登録里親は82組、委託児童は31人であった。

オ 関係機関等との連携・連絡調整

(ア) 児童や家庭に対する支援を迅速かつ的確に行うため、児童相談所、市町、児童養護施設春風寮などの児童福祉施設、里親、要保護児童対策地域協議会、民生委員・児童委員、市町保健センター、教育委員会、学校等との連絡調整等を行った。

(イ) 児童家庭支援センター協議会関係

a 全国児童家庭支援センター協議会

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から諸行事はオンライン開催となった。

b 関東地区児童家庭支援センター協議会

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から諸行事はオンライン開催となった。

c 静岡県児童家庭支援センター協議会

本会の事務局として、協議会運営を推進したが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から諸行事は中止となった。

カ 社会的養護自立支援事業（県受託事業）

里親等への委託や、児童養護施設等への施設入所措置を受けていた者で18歳（措置延長の場合は20歳）到達により措置解除された者のうち、自立のための支援を継続して行うことが適当な場合において、原則22歳に達する日の属する年度の末日まで、個々の状況に応じて引き続き必要な支援を実施するため継続支援計画を作成するなどにより、将来の自立に結びつけることを目的とし、中部・西部地区の児童を対象に実施した。

・支援コーディネーターによる継続支援計画作成・・・18名

キ 子育て短期支援事業（ショートステイ）（市町受託事業）

保護者が疾病、疲労その他の身体的若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合や緊急一時的に児童を保護することが必要な場合等に里親において養育・保護を実施するに当たり、その調整を行い10回延べ15人の支援を行った。

2 公益事業

(1) 児童養護施設退所者等就業支援事業

有料職業相談事業については、求職者と求人者との仲介を行って、双方の要求を満たすような就労の実現を目的とするサービスを提供する有料職業紹介事業であるが、求職、求人者はなかった。

(2) CCP（キャリア・カウンセリング・プロジェクト）

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止とした。

(3) おしごとフェスタ

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止とした。

3 その他

(1) 実習生の受け入れ

ア 社会福祉士相談援助実習

相談援助実習は、社会福祉士国家試験の受験資格取得上必修であり、大学、短期大学、専門学校の福祉専門職養成校の講義で既習した知識及び技能の総括として重要な位置付けがある。社会福祉に関係する人材の育成を目的とし、学生を受け入れた。

・静岡福祉大学 1名

イ 臨床心理学外実習

実際の臨床現場において心理に関する支援対象児等との交流体験等を行うことにより臨床心理士の職責を学ぶ機会を提供した。

・静岡大学大学院 3名

ウ 公認心理師心理実習

現場で心理的支援がどのように行われているか、心理職はどのように機能しているかなど、公認心理師の養成における場を提供した。

・静岡大学 2名、静岡福祉大学 2名

令和3年度 児童家庭支援センターはるかぜ 相談等実績

【1 地域・家庭からの相談】

①相談実人数

(人)

| 新規相談者 | 継続相談者 | 合計 | 参考 (前年度) |
|-------|-------|-----|----------|
| 102 | 318 | 420 | 483 |

②相談対応種別

(件)

| 電話 | 来所 | 訪問 | 心理療法 | メール | 手紙 | その他 | 合計 | 参考 (前年度) |
|-----|-----|-----|------|-----|----|-----|-------|----------|
| 801 | 324 | 171 | 222 | 0 | 15 | 0 | 1,533 | 2,216 |

③相談種別内訳

| 養護 | 保健 | 障害 | 非行 | いじめ | DV | | | |
|--------|------|-----|----|-----|-----|-------|----------|--|
| 678 | 66 | 12 | 3 | 8 | 2 | (件) | | |
| (うち虐待) | 性格行動 | 不登校 | 適性 | しつけ | その他 | 合計 | 参考 (前年度) | |
| 331 | 780 | 206 | 6 | 26 | 77 | 1,533 | 2,216 | |

④その他

| 事業名 | 実施回数 | 人数 | 内 容 |
|----------------|------|---------------|--|
| はるかぜプレイルーム開放事業 | 49 | 保護者64 児童77 | プレイルームを地域に開放し養育面で支援が必要な乳幼児と保護者をサポートした。 |

【2 市町支援事業】

①市町の子育て支援事業や療育支援事業等への職員派遣

| 事業名 | 実施回数 | 対象人員 | 内 容 |
|----------------|------|------|--|
| 牧之原市心理療法担当職員派遣 | 16 | 68 | 牧之原市への心理療法担当職員の派遣。保育所、幼稚園への巡回相談、保護者への相談指導を行った。 |
| 牧之原市心理相談 | 11 | 25 | 乳幼児健診等で発達に課題があり相談等支援の必要な幼児、児童及び保護者への相談指導を行った。 |
| 吉田町心理士、児童相談員派遣 | 42 | 45 | こども発達支援事業所での相談支援、保育所巡回相談及び在宅児童への相談支援を行った。 |
| 吉田町児童生徒等教育相談 | 15 | 16 | 吉田町内の小中学校に在籍する支援が必要な児童生徒に心理相談員による教育相談を行った。 |

②子育て支援に関する講演の開催等による地域支援

| 事業名 | 実施回数 | 参加人員 | 内 容 |
|------------|----------------|------|---|
| 焼津市子育て支援講座 | 1 コロナ禍により短縮 | 6 | 育児の悩みを話し合い、自分にあった育児方法を見つける力を養うとともに孤立感を和らげ、子育ての楽しさを再認識する。(焼津市委託事業) |

③その他

| 事業名 | 回数 | 人数 | 内 容 |
|--------------|------------|----|---|
| 焼津市母子等短期保護事業 | 1 (5日間) | 5 | 一時的に保護を必要とする母子等に対し、はるかぜ居室を提供し福祉的な支援を行った。(焼津市委託事業) |

【3 児童相談所からの指導委託】

児童福祉法に基づき、施設入所までは要しないが、要保護性がある又は施設を退所後間もないなど、継続的な指導措置が必要とされる子ども及び家庭への支援を実施。

| 委託件数 | 委託月数 | 指導状況 | | |
|------|------|------|------|-------|
| | | 訪問指導 | 通所指導 | その他指導 |
| 2件 | 13か月 | 15回 | 12回 | 27回 |

【4 里親支援】

平成29年5月10日静岡県より里親支援機関A型の指定を受け、里親等への支援を実施。

| 項目 | 回数等 | 内容 |
|---|------------------------------------|--|
| ☆里親制度等普及促進事業 ◆普及啓発 ・広報等 ・里親相談会 ◆中部地区里親等支援協議会 | 22回 20回 2回 | 児童相談所、市町、里親会等関係機関と連携し、里親制度等の広報啓発活動、講演会の開催及び里親相談会を行い、里親開拓を行うとともに、里親委託を円滑に推進するため里親制度の理解を図った。 効果的な里親委託の推進及び里親支援の充実方策について検討する中部地区里親等支援協議会を開催した。 |
| ☆里親研修・トレーニング事業 ◆里親研修 ・基礎・登録前 ・更新 ◆未委託里親等里親力向上研修 | 10組 8組 12回 (26人) | 新規登録時に「基礎研修」や「登録前研修」を実施するとともに、養育里親、専門里親、養子縁組里親を対象に、知識や技術とその資質の向上を図るため、「更新研修」等種々の研修を実施した。 中部・西部地区の未委託里親等に対し、子どもを委託された際に直面する様々な事例に対応するため、演習中心の研修を「お家での生活が始まります」と題し実施し、里親の養育力の質を確保した。 |
| ☆里親訪問等支援事業 ◆里親宅訪問等 ・レスパイト・ケア ◆里親相談 ◆相互交流 里親サロン | 210回 35回 (86日間) 84回 8回 | 里親家庭への定期的な訪問や現況調査等を行い、子どもや里親の状態の把握及び里親へ養育上の支援や相談等を行った。 また、里親の一時休息等のためのレスパイト・ケアを実施した。 里親や里親を希望する者が集い、交流する里親サロンを定期的に開催し、情報交換や養育技術の向上等を図り、併せて、中部地区里親会事務局として活発な活動を行った。 |
| その他 ◆ショートルフラン ◆里親専門相談サポート事業 | 7組 (105日間) 2組 148回 | ・里親委託及び一時保護委託に当たり里親との受け入れ調整や養子縁組に向けた支援等を行った。 ・児童養護施設入所児童と里親との交流事業（ショートルフラン）を実施した。 ・措置解除後の児童の社会的自立を支援するため、生活上の助言や相談、居室提供などを行う自立相談援助事業を実施した。 ・県内里親支援機関と情報共有、情報交換を行い、より効率の高い里親支援の実現に向けて交流を行った。 |

《里親登録数》

| 種 別 | 組 |
|-------------|----|
| 養育里親 | 27 |
| 養育里親・養子縁組里親 | 41 |
| 養育里親・専門里親 | 2 |
| 養子縁組里親 | 10 |
| 親族里親 | 2 |
| 計 | 82 |

《委託児童数》

31人

【5 関係機関等の連携・連絡調整】

児童や家庭に対する支援を迅速かつ的確に行うため、児童相談所、市町、要保護児童対策地域協議会、市町保健センター、教育委員会、学校等との連絡調整を実施。

| 事業名 | 回数 | 内 容 |
|------------------|-----|---------------------------|
| 焼津市要保護児童対策地域協議会 | 12 | 関係機関による情報の共有と役割分担の検討等 |
| 藤枝市要保護児童対策地域協議会 | 10 | 〃 〃 |
| 島田市要保護児童対策地域協議会 | 6 | 〃 〃 |
| 牧之原市要保護児童対策地域協議会 | 8 | 〃 〃 |
| 吉田町要保護児童対策地域協議会 | 2 | 〃 〃 |
| 個別ケース会議 | 17 | 直接関わる機関での個別ケースへの援助方法の検討 |
| 静岡県中央児童相談所総合会議 | 50 | 毎週水曜日に開催される総合会議へのオブザーバー参加 |
| 連絡調整 | 127 | 児童や家庭の支援を関係機関と連絡調整等 |
| 計 | 232 | |

【その他】

| 事業名 | 実施回数 | 人数 | 内 容 |
|---------------------------|--------------|----|--|
| 社会的養護自立支援事業 《継続支援計画作成》 | | 18 | 児童養護施設等への入所や里親等への委託を受けていた者で原則18歳到達により措置解除された者のうち、自立のための支援を継続して行うことが適当な場合に将来の自立に結び付ける支援を行った。(静岡県委託事業) |
| 子育て短期支援事業 (ショートステイ) | 10 (57日間) | 15 | 保護者の疾病や出産や育児疲れ等により児童を養育することが一時的に困難な場合に里親に養育・保護を依頼。(4市2町委託事業) |
| 社会福祉士相談援助実習 | 1 | 1 | 社会福祉に関係する人材の育成を目的とし、大学、期大学、専門学校福祉専門職養成校に在籍する学生の実習を受け入れた。(静岡大学、静岡福祉大学) |
| 臨床心理士学外実習 | 1 | 3 | |
| 公認心理師心理実習 | 2 | 4 | |

IV 令和3年度 相談支援センターあおぞら

1 相談支援

指定特定相談支援事業・障害児相談支援事業（相談支援センターあおぞら）とは、心身の成長に心配がある子どもや、障がいのある子どもが日々過ごしやすい環境を整えていく為の福祉サービスです。

相談支援事業では、子どもに合った福祉サービスなどを相談支援専門員が家族と一緒に考え、利用可能な福祉サービスの情報の提供や保護者の意向を踏まえ、将来的に自立した日常生活や社会生活を実現するための療育サービス利用などの相談、支援を行った。

また福祉サービス等の利用を継続するためのモニタリングを行った。

福祉サービスを利用したいという保護者の方と面接を行い、基礎情報を聞ききながら、利用したいサービス内容を盛り込んだサービス等利用計画（案）を作成し、また、同時に他のサービスが必要な場合には情報提供を行った。

福祉サービスを継続する方には、適切なサービスが提供されているか、新たなニーズがないかを確認しながらサービス等利用計画を作成した。

子どもにとっても、保護者の方にとっても日々の生活が安定して過ごせるように寄り添いながらヒヤリングを行った。

半年に1回のモニタリングでは、サービス等利用計画が各事業所での確に遂行されているか確認をしながら、新たなニーズがないか等聞き取り、結果を基にサービス等利用計画の修正を行った。

2 関係機関との連携

相談支援事業所連絡会や専門部会などに参加しグループワークを通じて、相談支援専門員と連携を図り、自立支援協議会や各部会との情報共有を行った。

3 職員研修

相談支援専門員としての資質の向上と専門的知識の習得を図るため、リモートによる研修会等に積極的に参加した。

令和3年度 相談支援センターあおぞら事業

単位：人

| 市町 | 種別 | R3計画 | R3実績 |
|------|--------|------|------|
| 焼津市 | 新規 | 1 | 2 |
| | モニタリング | 93 | 96 |
| | 更新 | 81 | 84 |
| | 小計 | 175 | 182 |
| 吉田町 | 新規 | 2 | 2 |
| | モニタリング | 115 | 84 |
| | 更新 | 73 | 64 |
| | 小計 | 190 | 150 |
| 牧之原市 | 新規 | 1 | 1 |
| | モニタリング | 25 | 41 |
| | 更新 | 13 | 18 |
| | 小計 | 39 | 60 |
| 合計 | 新規 | 4 | 5 |
| | モニタリング | 233 | 221 |
| | 更新 | 167 | 166 |
| | 合計 | 404 | 392 |

*計画と実績の増減の主な理由

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、モニタリング等の見合わせ、延期等による。
- ・保護者、市町の求めに応じたため。
- ・計画策定時との状況の変化による。

V 苦情解決実施状況

1 実施体制（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

| | | |
|---------|--|--|
| | 児童養護施設 春風寮 | 児童家庭支援センター はるかぜ 相談支援センター あおぞら |
| 第三者委員 | 相原真人 静岡福祉大学教授 福田幸夫 静岡福祉大学教授 田代金一 元人権擁護委員 | 相原真人 静岡福祉大学教授 福田幸夫 静岡福祉大学教授 田代金一 元人権擁護委員 |
| 苦情解決責任者 | 石川 順 寮長 | 見原照久 センター長 |
| 苦情受付担当者 | 望月耕司 統括児童指導職員 栗田 静 さくらの家指導職員 | 福田順子 主任相談員 |

※ 相原真人委員は令和3年8月31日退任 福田幸夫委員は令和3年9月1日就任

児童養護施設春風寮（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

① 申出種別

| 種別 申出人 | | 苦情 | 要望 | 意見 | 計 |
|-----------|---|----|------|----|----|
| | | 寮生 | 中・高生 | 0 | 0 |
| 小4～6 | 4 | | 7 | 0 | 11 |
| 小1～3 | 0 | | 0 | 0 | 0 |
| 幼児 | 0 | | 1 | 0 | 1 |
| 匿名 | 0 | | 2 | 0 | 2 |
| 保護者等から | | 1 | 0 | 0 | 1 |
| 計 | | 5 | 10 | 0 | 15 |

② 申出方法

| 方法 申出人 | | 口頭 | 投書 | 電話 | その他 | 計 | |
|-----------|----|----|-----|----|-----|----|---|
| | | 寮生 | 中高生 | 男子 | 0 | 0 | 0 |
| 女子 | 0 | | | 0 | 0 | 0 | |
| 小4～6 | 男子 | | 0 | 7 | 0 | 1 | 8 |
| | 女子 | | 0 | 3 | 0 | 0 | 3 |
| 小1～3 | 男子 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 女子 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 幼児 | 男子 | | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| | 女子 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 匿名 | | | 0 | 2 | 0 | 0 | 2 |
| 保護者等から | | | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 計 | | 1 | 13 | 0 | 1 | 15 | |

③ 苦情内容

| 内容 申出人 | | 職員の 態度 | サービ ス内容 | 説明、 情報不足 | 寮生間 トラブル | 権利侵害 | その他 | 計 |
|-----------|------|-----------|------------|-------------|-------------|------|-----|---|
| 寮 生 | 中・高生 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 小4～6 | 2 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 4 |
| | 小1～3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 幼 児 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 匿 名 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 保護者等 | | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 計 | | 3 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 5 |

④ 要望内容

| 内容 申出人 | | 職員の 態度 | サービ ス内容 | 説明、 情報不足 | 寮生間 トラブル | 権利侵害 | その他 | 計 |
|-----------|------|-----------|------------|-------------|-------------|------|-----|----|
| 寮 生 | 中・高生 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 小4～6 | 0 | 1 | 5 | 0 | 0 | 1 | 7 |
| | 小1～3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 幼 児 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| | 匿 名 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 保護者等 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | | 0 | 4 | 5 | 0 | 0 | 1 | 10 |

⑤ 意見内容

| 内容 申出人 | | 職員の 態度 | サービ ス内容 | 説明、 情報不足 | 寮生間 トラブル | 権利侵害 | その他 | 計 |
|-----------|------|-----------|------------|-------------|-------------|------|-----|---|
| 寮 生 | 中・高生 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 小4～6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 小1～3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 幼 児 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 匿 名 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 保護者等 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

⑥対応方法

| | 職員へ周知 | 児童へ周知 | 説明 | 改善 | 実現 | 謝罪 | 計 |
|----|-------|-------|----|----|----|----|----|
| 苦情 | 0 | 0 | 1 | 4 | 0 | 0 | 5 |
| 要望 | 0 | 0 | 10 | 0 | 0 | 0 | 10 |
| 意見 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 0 | 0 | 11 | 4 | 0 | 0 | 15 |

(2) 児童家庭支援センターはるかぜ (令和3年4月1日～令和4年3月31日)

① 苦情等内容

| 内容 | | 相談の内容に関わる事項 | 制度、施策、規則等に関する事項 | その他の事項 | 計 |
|-----|------|-------------|-----------------|--------|---|
| 申出人 | 保護者等 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 匿名 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | その他 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 計 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(3) 相談支援センターあおぞら (令和3年4月1日～令和4年3月31日)

① 苦情等内容

| 内容 | | 相談の内容に関わる事項 | 制度、施策、規則等に関する事項 | その他の事項 | 計 |
|-----|------|-------------|-----------------|--------|---|
| 申出人 | 保護者等 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 匿名 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | その他 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 計 | 0 | 0 | 0 | 0 |

VI 令和3年度社会福祉法人春風寮事業報告書

附属明細書

記載事項はありません。